

令和元年度～令和5年度実施事業 点検・検証委員会における意見の概要

第2次福岡市教育委員会人権教育推進計画に基づき、令和元年度～令和5年度に実施した事業について、点検・検証を行うにあたり、学識経験者や関係団体の代表者などで構成する福岡市人権教育推進計画点検・検証委員会を開催し、事業の実施内容等についてご意見をいただきました。

開催日時 令和6年10月3日（木）13時30分～14時35分

番号	意見の概要	事務局回答
1	【人権読本「ぬくもり」の改訂について】 人権読本「ぬくもり」の改訂について、今後の見通しを確認したい。	現在、各学校から聞いた「ぬくもり」の活用状況や使いやすさなどの声、どのような題材を入れていくのか、といったことを整理しているところであり、来年度から検討が開始できるようにしていきたいと考えている。
2	【教職員の育成について】 経験年数が少なく同和問題に関する認識が浅い教員に対して、どのように対応していくのか。また、人権教育担当者の育成にあたり何か指標はあるのか。	初任者研修の1年目、2年目、3年目でそれぞれ人権に関わる研修を位置づけており、また、全市人権教育研修において同和問題は毎年度必修としている。今後も粘り強く実施することで、教員の知的理解の深化に努めていく。 また、人権教育担当者の育成に関する指標はないが、経験が少ない人権教育担当者への研修については、関係団体の意見等を聞きながら実態に即した研修にしていく。
3	【小・中学校の社会科における部落問題学習指導事例の活用促進について】 課題や取組みの方向性として「賤称語に関する指導の強化」とあるが、どのような形で指導強化を図っていく予定なのか。	個別最適な学びや協働的な学びという新しい学び方がある中で、子どもたちが本当に真に受け止めてどのように学んでいくかというところを考えた事例集にしていく。
4	【スクールソーシャルワーカーの増員について】 スクールソーシャルワーカーについて、一人が複数校を担当しているが、各学校で一人に増やしていく予定はあるのか。	スクールソーシャルワーカーについては、本市の現状として、文部科学省の配置基準における重点配置校と同等の配置ができており、今のところ増員の予定はないが、スクールソーシャルワーカー単独で仕事をするのではなく、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、各学校の教育相談担当の教員と連携をしながら、スクールソーシャルワーカーでなければできない福祉や医療とのつながりを進めていくことで専門性を発揮し、活躍していただいている。
5	【PTA人権教育研修について】 PTA人権教育研修について、平日の昼間の実施の場合、仕事している保護者が増えている現状で参加者が少ない。今後参加の機会が多くなるよう、具体的にどのような形で働きかけていくのか。	PTAが自ら企画・実施する研修だけでなく、できるだけ保護者の負担がないように、例えば区や市が開催している研修や講習会に参加していただき、それを地域で共有したり、オンデマンド配信を活用していつでも自分が好きな時間に見られるようにする等によって参加者を増やしていきたい。

番号	意見の概要	事務局回答
6	【福祉体験学習について】 学校で福祉体験学習を行う際は児童生徒だけではなく、親も一緒に学んでほしい。そうすれば家庭内でも親子のコミュニケーションの中で障がいに関する理解を進めていける環境ができてくる。	大人が障がいに関する意識を高め、もっと発信し、伝えていくという感覚を持っていないといけない。関わり方が分からず、声かけられない大人がいる。どう関わったらいいのかということを教員が子どもたちに教えていくことがこれからは必要だろう。
7	【公民館の人権教育研修について】 公民館の人権教育研修については参加者の固定化が課題と言われるが、参加者を広く集めるには、例えば、公民館を中心に人尊協、小学校PTA、中学校PTAで実行委員会を作って、保護者や子どもに参加してもらうといった工夫が必要である。また、公民館職員として、区の人権講座等に義務として参加して、そこで学んだことを公民館で実践していくような努力も必要である。	例えば人尊協で言えば、評判が良い講師や取り組み等の情報は口コミで広がっているように感じるが、そういう情報を集めて、多くの方に提供していけたらいいのではないかと思う。